

令和7年1月14日

質問回答書

入札参加業者各位

公立大学法人 横浜市立大学

件名: 【特定調達契約】横浜市立大学鶴見キャンパス及び理化学研究所
で使用する電力約30,663,201キロワットアワーの供給

上記件名に係る契約について、別紙のとおり質問がありましたので、回答します。

担当: 公立大学法人横浜市立大学

教育推進課鶴見キャンパス担当

電話: 045-508-7201

企画財務課企画財務担当

電話: 045-787-2495

	質問	回答
Q1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	現在の電力供給会社は、丸紅新電力株式会社です。 現在の計量日は、1日です。
Q2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置されています。
Q3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
Q4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札日を記載してください。
Q5	入札額の算定時の力率について、力率１００％で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	ご理解のとおりです。
Q6	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能でしょうか。	落札候補者になった際に、データで送付します。
Q7	内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか？	落札候補者になった際にデータで送付しますので、そちらを使用してください。
Q8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	基本料金等それぞれの税込単価と電力使用量との積（1円未満切り捨て）をそれぞれの金額とします。それらの総合計を電気料金（内税）とします。電気料金から税を算出するときは、1円未満切り捨てとします。
Q9	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	Q8のとおりです。

Q10	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうかまたは全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	内訳書は入札時の必要書類ではありません。落札候補者になった際に、データで送付します。
Q11	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	対応可能です。
Q12	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	問題ありません。
Q13	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q14	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q15	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q16	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日 頃になる可能性がございます） ご承諾いただけますでしょうか。	承知しました。
Q17	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも 同様） ご承諾いただけますでしょうか。	振込期限に関しては、別途、協議させていただきます。
Q18	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。 ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の 売店等）	承知しました。

Q19	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	承知しました。
Q20	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q21	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q22	燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額＝燃料費調整単価（ベーシックプラン）＋市場価格調整単価（ベーシックプラン）」を燃料費調整単価に算出適用しております。 ご了解いただけますでしょうか。	承知しました。
Q23	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じます。
Q24	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約開始時に5,300Kwから5,250Kwに変更いたします。仕様書に記載の契約電力は5,250Kwとしています。その他については、承知いたしました。
Q25	契約電力が1施設で500kw以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q26	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。例：契約電力：00kW 最大需要電力実績：2024年1月00kW	契約電力：5,300kW 最大需要電力実績：2024年7月4,896kW
Q27	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	必須となります。ただし、管轄エリア電力会社様の承認が得られなかった場合は、別途、協議します。

Q28	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	予定はありません。
Q29	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	予定はありません。
Q30	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。
Q31	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	入札の立会人に対しては、入札会場で開札後に落札候補者名と金額を公表します。その後、入札参加者全員に、開札結果を電子メールにて入札日の午後5時までに連絡します。再度入札を行うときは、開札結果（最低価格入札参加者名と金額）を通知します。
Q32	請求時は弊社独自の様式により請求書を作成⇒郵送いたしますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。
Q33	内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、様式に指定ございますでしょうか。	内訳書は入札時の必要書類ではありません。落札候補者になった際に、データで送付します。
Q34	また、提出方法についてもご教示ください。	データでご提出ください。
Q35	入札書提出前に、納入できることを証明する書類を提出しても良いですか。	本件は資格確認時に書類提出を求めていますので、納入できることを証明する書類等の提出は不要です。
Q36	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札書に記載する日付は入札日に記載してください。入札書以外の書類に記載する日付は提出日に記載してください。

Q37	自家発補給電力の契約はありますか。	Q3のとおりです。
Q38	切替時に契約電力が500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	承知しました。
Q39	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
Q40	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	WEBでの開示等、条件が異なるため、別途、協議させていただきます。
Q41	現在の計量日は1日でよろしいでしょうか。	Q1のとおりです。
Q42	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	承知しました。
Q43	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	ご認識のとおりです。
Q44	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 (基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	承知しました。

Q45	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	設置されています。
Q46	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	可能です。
Q47	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	内訳書は入札時の必要書類ではありませんので、割印・ホチキス止めは不要です。
Q48	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札書のデータは本学HPに掲載していますので、そちらをご使用ください。内訳書は、入札後、落札候補者になった際に、データで送付します。
Q49	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	仕様書の、「3.その他（3）」のとおりです。
Q50	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
Q51	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	仕様書の、「3.その他（3）」のとおりです。
Q52	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札参加者全員に、開札結果を電子メールにて入札日の午後５時までに連絡します。再度入札を行うときは、開札結果（最低価格入札参加者名と金額）を通知します。
Q53	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第２位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	落札者の約款により取扱いが異なりますので、入札後に落札者と協議させていただきます。

Q54	当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じます。
Q55	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	仕様書の、「3.その他（3）」のとおりです。
Q56	提出書類や入札書類の押印について、印鑑の指定はありますか。	本学では提出書類や入札書類の押印は省略可としています。もし押印いただく場合は、社判や代表者印を押印ください。
Q57	入札金額の算定に関して、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 また、1年間の総額（税込）を税抜金額にする際の端数処理について指定はありますか。	Q 8 のとおりです。
Q58	契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。 契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。） また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。	Q 24 のとおりです。
Q59	契約電力を変更（増加・減少）する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。）	承知しました。

Q60	現在の契約電力および直近一年間の最大需要電力を提示していただけますでしょうか。 電気需給開始日時点で仕様書の契約電力が過去 1 年間の実績最大電力を下回っている場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者へ却下される可能性がございます。その場合は過去 1 年間の実績最大電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。また、仕様書記載の契約電力の根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。	Q 26のとおりです。
Q61	電気の需給契約は 1 年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則としております。1 年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1 年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を 1 年に満たないで減少される場合は、当該部分について 1 年未満のご使用として料金を精算させていただきます。 1 年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	承知しました。
Q62	一般送配電事業者と小売電気事業者における、接続供給契約が存在しない内容を入札の対象としたことから、電気の契約先の変更ができないトラブルが多く発生しております。 今回の入札対象の需要場所においては、全数「供給地点特定番号※」はありますでしょうか。 また確認のため各需要場所全数の「供給地点特定番号」を教えてくださいませんか。 ※電気のご使用場所を特定するために需要場所単位に設定されている 22桁の番号です。 電気のご契約先を変更する際に必要になり、「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」や請求書でも確認ができます。「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」には「地点番号」と記載されています。	需要場所は特定番号はあります。 入札後、落札候補者になった際に、開示します。
Q63	弊社は令和 6 年 4 月 1 日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。料金内訳も(夏季・その他季等 2 窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等 4 窓)の区別がなく同一単価が表示されますがよろしいでしょうか。	承知しました。
Q64	入札金額は税抜き総額（110分の100相当）とすることを前提に、税込み単価で算定することよろしいでしょうか。	問題ございません。

Q65	入札書とは別に内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合は任意様式で提出いたしますのでご了承下さい。	内訳書は入札時の必要書類ではありません。落札候補者になった際に、データで送付します。
Q66	入札金額の算定にあたり、それぞれの端数処理（表示）方法についてご教示願います。 <例> ①基本料金、電力量料金 ……銭未満切り捨て（小数点以下第二位まで表示） ②各月の電気料金 ……円未満切り捨て（小数点以下切捨てて表示） ③入札金額を税込金額から税抜金額（110分の100に相当する金額）にする場合 … 税込み金額が980円の場合、 ・ $980 \times 100 \div 110 = 890.90$ 円 $\div 891$ 円 （少数点以下切り上げ：入札価格） $891 \times 0.10 = 89$ 円（消費税等相当額） 891 円 $+ 89$ 円 $= 980$ 円（落札価格）	Q8のとおりです。
Q67	基本料金単価は力率割引割増前の単価を記載し、基本料金（月額）は力率割引割増を行ったうえでの金額を記載すればよろしいでしょうか。	承知しました。
Q68	蓄熱調整契約の付帯契約は入札金額算定に際し、必須条件でしょうか。	必須ではございません。
Q69	弊社では新料金メニューの導入に伴い、電気料金の確定に締め日を設定させていただくこととなりました。 締め日は大口1日検針の場合毎月8日、分散検針の場合は12暦日後を基本に設定させていただき、請求書は締め日の属する月分として発行となりますが、よろしいでしょうか。 ※締め日につきましては、基本設定日以外でも基本設定日以降で協議可能です。 （例）大口1日検針※締め日8日の場合 実際のご使用期間：2024年4月1日～2024年4月30日 ご請求対象期間　：2024年4月9日～2024年5月8日 ① ご使用いただいた電気料金月ではなく、締め日の月（ご請求対象期間終了日の属する月）が印字されます。本例の場合2024年5月分と印字されます。 ② ご請求対象期間については、実際の電気のご使用期間ではなく、前回の締め日の翌日から当該月の締め日までの期間が印字されます。 本例の場合、2024年4月9日～2024年5月8日と印字されます。	承知しました。 ただし、詳細においては要協議とさせていただきます。

Q70	電気料金の確定が何らかの原因で遅れてしまい、直近の締め日に料金確定が間に合わなかった場合、翌月の締め日にて料金確定となってしまうため、当月は0円でご請求、翌月に2ヶ月分のご請求となってしまいますが、よろしいでしょうか。	原則、毎月請求とするが、やむ負えない理由の場合は別途、協議とさせていただきます。
Q71	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては地域を所轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
Q72	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	対応可能です。
Q73	仕様書に燃料費等調整については、弊社が落札した場合、地域を所轄するみなし小売電気事業者の約款に定めによる調整を行うことでよろしいでしょうか。	燃料費調整については、仕様書に記載のとおりです。
Q74	弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費等調整単価（燃料費調整＋市場価格調整）による調整を行うことでよろしいでしょうか。	燃料費調整については、仕様書に記載のとおりです。
Q75	お支払期限日を弊社需給約款に記載の支払期日以外の日でご指定いただいておりますが、弊社WEBサイト内にてお支払期日の記載がご指定の期日に修正できない不具合が発生しております。実際のご請求書（インボイス請求書）にはご指定の支払期限日を記載しておりますので、予めご了承ください。	承知しました。

Q76	契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
Q77	弊社は、電気料金ご請求の際、専用印を使用させていただいており、請求書は、当該の専用印が印字されたものとなります。 その場合、落札後に、使用印鑑届の提出お手続きが必要でしょうか。	お手続きは不要です。
Q78	弊社が落札した場合、弊社所定の払込用紙による金融機関等でのお支払い、または自動引き落としでのお支払いとなりますが、よろしいでしょうか。	承知しました。 自動引き落としの場合は、別途、協議とさせていただきます。
Q79	検針の結果はWebまたは電気料金の内訳書によりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか	承知しました。
Q80	現在の計量日を提示していただけますでしょうか。	Q1のとおりです。